

【京都府に緊急事態宣言が再々発出されました】

新型コロナウイルスの感染拡大は、緩むことなく急拡大を続け、特に今回は、感染力が強く重症化に至りやすい「変異株」の拡大が危ぶまれています。亀岡市にあっても これまでにないスピードで感染が報告されており、4月に入ってから既に60人を超える感染者が確認されるという大変憂慮すべき情勢に陥っています。

4月25日に 京都府を含む関西2府1県においては、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、外出の自粛など最大限の警戒を行う必要に至りました。

こうした情勢を受け、京都府から府内全域に対し、不要不急の外出、帰省、行楽等は控えて できるだけ人流を減らす行動が要請されていますので、何とぞ ご自身やご家族、大切な方の命を守る行動に、ご理解とご協力をお願いします。

コロナワクチンの高齢者向け接種が、来月から順次始まりますが、全員接種にはもうしばらく期間を要します。今の頑張り、この危機を乗り越え、感染拡大を抑え込むターニングポイントであるともいわれています。不安と自粛を強いられる生活が続きますが、感染防止と行動変容に頑張っていきましょう

緊急事態措置の概要	
区 域	京都府全域
期 間	令和3年4月25日(日)から 令和3年5月11日(火)まで
実施内容	1. 外出の自粛等
	2. 催物(イベント等)の開催自粛
	3. 施設の使用制限等
	4. 職場への出勤等
	5. 公共交通機関等への働きかけ

1 外出の自粛等
<small>特措法第45条第1項</small>
▶ 日中も含めた 不要不急の外出・移動の自粛 → 20時以降の不要不急の外出自粛 → 混雑している場所や時間を避けて行動
▶ 以下の飲食店等の利用は 厳に控えること → 感染対策が徹底されていない飲食店等 → 休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等
▶ 不要不急の都道府県間の移動は 極力控えること
<small>特措法第24条第9項</small>
▶ 路上等における集団での飲酒などは行わないこと
▶ 医療機関・高齢者施設等における面会の自粛

2. 施設の使用制限等
3. 職場への出勤等
4. 公共交通機関等への働きかけ

▶ 路上等における集団での飲酒などは行わないこと
▶ 医療機関・高齢者施設等における面会の自粛